

前回会議における地域密着型通所介護の指定に係る指摘事項について（報告）

1. 経過

前回の会議（第6期計画期間第11回会議 平成30年1月9日開催）にて、地域密着型通所介護2事業所の指定について、委員より利用者の送迎における職員体制を確認すべきと指摘を受け、事業者に対し、それぞれの送迎計画及び職員体制の具体的な内容の確認を行ったうえで、委員長・副委員長に報告することとしたもの。

対象事業所：レコードブック仙台通町（アスミッケル株式会社）
レコードブック仙台泉中央（株式会社ヒューマンスキル）

2. 事業者へのヒアリング結果の報告概要

対象事業者に対し、それぞれの送迎計画及び職員体制、職員の勤務シフトなどの確認を行い、送迎計画及び職員の勤務体制について確認した。主な内容は下記の通り。

◆送迎車について

両事業所とも2台の送迎車を保有しており、当面は10人乗り1台の送迎車で対応するが、利用者人数や送迎場所等に応じて2台目も使用する。なお、さらに台数が必要になった場合は、3台目の送迎車も準備することが可能である。

◆送迎職員について

職員は運転免許を所持していることを要件として採用しており、全員が送迎対応可能である。
送迎車が2台以上となる場合は、さらに職員採用により運転手を確保し、送迎時間中も事業所への職員常駐を確保する。

◆職員の労働条件について

- ・常勤（正職員）及び非常勤（派遣職員）とも、労働基準法を遵守し従事させることを労働条件通知書及び勤務表等で確認した。
- ・派遣職員の契約時間が短いため、送迎は常勤職員のみが担当する。
- ・介護職員が送迎に時間を要し、昼の休憩を取れなかった場合には、生活相談員がサービス提供を行っている間に休憩を取ることとする。
- ・午後のサービス提供終了後の送迎が時間内に終了しない場合は、時間外勤務にて対応する。

◆その他

レコードブック仙台泉中央における機能訓練加算Ⅱの取扱いについては、事業者に対し、改めて機能訓練指導員（週1日勤務）が出勤する日のみとなることを確認。

3. 指定について

平成30年1月11日に、確認した内容を委員長・副委員長に報告の上、両事業所について平成30年1月15日付けで指定を行った。

【参考】

■ 介護報酬の解釈 QA・法令編 7 通所介護（2）運営に関する基準

18 従業者の勤務延時間数（1187 24.3.16【64】63）からの抜粋

Q. 通所介護において、休憩時間はどのように取り扱うのか。

A. 介護職員が常時 1 名しか配置されていない事業所については、当該職員が休憩を取る時間帯に、介護職員以外で利用者に対して直接ケアを行う職員（生活相談員又は看護職員）が配置されていれば、基準上の定員人数を満たすものとして取り扱って差し支えない。このような取扱いは、通常の常勤換算方法とは異なりサービス提供時間内において必要な労働力を確保しつつピークタイムに手厚く配置することを可能とするなど、交代で休憩を取得したとしても必ずしもサービスの質の低下には繋がらないと考えられる通所介護に限って認められるものである。

■ 指定申請書類からの抜粋

	レコードブック仙台通町	レコードブック仙台泉中央
【従業員】		
管理者	1 名（常勤）	1 名（常勤）
生活相談員	1 名（常勤）	1 名（常勤）
介護職員	1 名（常勤）	1 名（常勤）
機能訓練指導員	1 名（常勤）	1 名（非常勤、週 1 日勤務）
【営業時間】	① 9:00～12:15 ② 13:45～17:00	① 9:00～12:15 ② 13:45～17:00
【定員】	10 人	10 人
【通常の実施地域】	青葉区	泉区
【送迎車】	2 台	2 台

■ 職員の就業時間等の抜粋

	常勤（正職員）	非常勤（派遣社員）
始業時刻	8:00	9:00
終業時刻	17:30	17:00
休憩時間	90 分	60 分
所定時間外労働	有	有
備考	賃金に月間 30 時間分の所定時間外労働手当が含まれる。	所定時間外労働は 1 日 5 時間、1 ヶ月 45 時間、1 年間 360 時間とする。

■ 勤務モデルケース

